

## 航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163



7月1日から機内での電子タバコ等の使用が禁止に!

～客室乗務員の職場の声が実現しました!!～

7月1日から、機内での電子タバコ等（※）の使用禁止が明確化されました。特に、化粧室内における電子タバコ等の使用は、航空法における安全阻害行為に該当し、禁止命令に従わない場合には罰則が科されることとなります。

航空連合は、昨年、客室乗務員を対象とした機内迷惑行為に関するアンケートを実施し、機内での電子タバコ等の使用への対応に苦慮しているという現場の声をもとに、ガイドラインの改正を関係各所に働きかけてきました。今後は、改正された内容の利用者への周知徹底をはかるとともに、盗撮の禁止など職場の声をもとにしたさらなる政策の実現をめざしていきます。

（※）電子タバコや加熱式タバコ等、火を使わない喫煙器具を指す。



化粧室内での喫煙行為	改正前	改正後
紙巻タバコ	法的罰則あり	法的罰則あり
電子タバコ等	法的罰則なし	法的罰則あり

紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ等の喫煙器具につきましては、機内で使用できません。

Smoking and the use of all smoking devices in the cabin is prohibited.

特に、化粧室での喫煙は **安全阻害行為等** とみなされ、

安全阻害行為等を行う者に対し、機長は「禁止命令」を行うことができます。【航空法第73条の4第5項】

In particular, smoking in the lavatory is considered a safety hazard. The captain can issue a "Prohibition Order" to those who perform safety obstruction. [Aviation Law, Article 73-4, Paragraph 5]



さらに「禁止命令」に従わない場合、50万円以下の罰金が科せられることがあります。【航空法第150条】

In addition, if you do not follow the "Prohibition Order", you may be fined up to 500,000 yen. [Aviation Law, Article 150]

出典：航空局、  
定期航空協会資料